

施設・設備等

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

(表5)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積 (m ²)	設置基準上必要校地面積 (m ²)*注1	校舎面積(m ²)*注2	設置基準上必要校舎面積 (m ²)*注1	講義室・演習室・学生自習室総数*注3	講義室・演習室・学生自習室総面積 (m ²)
145,337.3m ² (大学と共用)	4,400.0m ²	専用 5,989.2m ² 共用 50,899.3m ²	4,150.0m ²	専用 48室 共用 23室	専用 2,956.8m ² 共用 3,565.3m ²

[注] 1 「設置基準上必要校地面積 (m²)」「設置基準上必要校舎面積 (m²)」は、短期大学設置基準第30条、第31条(別表第2イ~ロ)を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2012(平成24)年5月1日現在を基準日としてください。また、新たに学科を設置した場合などは、平成15年3月31日文部科学省告示第52号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。

2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館(書庫、閲覧室、事務室)、管理関係施設(学長室、応接室、事務室(含記録庫)、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫)、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。

3 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室」に含めても結構です。

4 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。